

# 電子カルテ情報共有サービス利用規約

## 第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 本規約は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)-公益社団法人国民健康保険中央会により共同で組織される医療保険情報提供等実施機関(以下「実施機関」という。)において維持・運営する電子カルテ情報共有サービスを用いて文書情報、健診文書、臨床情報の登録・閲覧及び患者サマリーの登録に係る利用条件を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 一 医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定により、地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定を受けた病院、診療所又は薬局及びこれらの開設者
- 二 医療機関 前号に規定する医療機関等のうち、病院又は診療所及びこれらの開設者
- 三 患者 医療機関等から医療行為等を受けようとする者
- 四 本システム 実施機関が提供する電子カルテ情報共有サービスに係るシステム(オンライン資格確認等システムを含む。)
- 五 本サービス 本システムを用いた文書情報、健診文書、臨床情報の登録・閲覧及び患者サマリーの登録サービス
- 六 サービス利用者 本サービスの提供を受ける医療機関等
- 七 オンライン資格確認等システム オンライン資格確認システム、薬剤情報閲覧機能、診療情報閲覧機能、特定健診情報閲覧機能、臨床情報管理機能、救急時医療情報閲覧機能及びレセプト振替機能に関わるシステムの総称
- 八 オンライン資格確認等システム用アカウント オンライン資格確認等システムの利用に当たって医療機関等が発行する各種アカウントの総称
- 九 オンライン請求システム 診療報酬明細書・調剤報酬明細書(レセプト)等の請求データをオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム
- 十 オンライン請求ネットワーク 本システムやオンライン請求システムに接続するための回線・機器
- 十一 電子カルテシステム等 医療機関等に導入されているシステムのうち、本サービス、電子処方箋管理サービス及びオンライン資格確認等システムに対して、直接データの登録及びレスポンス要求するシステム
- 十二 調剤システム 薬局のレセプトコンピュータ用端末や電子薬歴システムの総

称

- 十三 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項で規定する電子署名
- 十四 文書情報 診療情報提供書及び退院時サマリーの2文書を指す総称
- 十五 健診文書 以下に掲げる種別の健康診断結果報告書を指す総称
- イ 特定健康診査（特定健診）
  - ロ 後期高齢者健診
  - ハ 事業主健診（一般定期健康診断等）
  - ニ 学校職員健診
  - ホ 保険者が実施する特定健診等以外の健診
  - ヘ 保険者以外が行う特定健診等に相当する健診
- 十六 臨床情報 傷病名、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、感染症、検査（救急・生活習慣病）の5種類の情報を指す総称
- 十七 患者サマリー 医師がこれまで紙などで患者に情報共有していた傷病名や療養上のアドバイス等を患者に電子的に共有するためのサマリー
- 十八 特定健診情報 医療保険者が、40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対し実施した特定健診、75歳以上の後期高齢者に対して実施した健診に関する令和2年4月分以降の情報、市町村（特別区を含む。）が健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施した健診並びに事業者が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき40歳未満の被保険者及び被扶養者に対し実施した健診に関する情報の総称
- 十九 診療情報 医療機関等（薬局を除く。）から令和4年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為データ（令和3年9月分以降に行われた診療行為に限る。）
- 二十 手術情報 医療機関等より提出されたレセプトから抽出したオンライン資格確認等システムに保存された診療情報のうちの手術データ
- 二十一 処方・調剤情報 電子処方箋管理サービスに保存される情報（医療機関から発行された処方箋又は当該処方箋の内容を含む処方情報、発行された処方箋に対して薬局が調剤した薬剤の情報に加え、医療機関において処方・調剤・投薬された薬剤の名称・用法用量等の情報（以下「院内処方等情報」という。）を含む。）から、医療機関等及び患者からの照会等を目的として抽出された薬剤の情報の総称
- 二十二 薬剤情報 医療機関等より提出されたレセプトから抽出した診療（調剤）の医薬品データであって、オンライン資格確認等システムに保存されたもの
- 二十三 顔認証付きカードリーダー 公的個人認証サービスに対応し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）に格納されている写真のデータを用いて顔認証を行う、支払基金が認定したカードリーダー
- 二十四 汎用カードリーダー 前号を除く、公的個人認証サービスに対応したICカー

## ドリーダー

- 二十五 医療機関等向け総合ポータルサイト 医療機関等が本サービスの利用に係る申請や問合せを行うことができるポータルサイト
- 二十六 資格確認端末 医療機関等がオンライン請求ネットワークに接続し、オンライン資格確認等システム及び本サービスを利用するためのアプリケーションをインストールした端末
- 二十七 レセプトコンピュータ用端末 医療機関等が診療報酬を請求するためにレセプトを作成することができる端末
- 二十八 閲覧用端末 資格確認端末相当のセキュリティ基準を満たす、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報、処方・調剤情報、文書情報、健診文書又は臨床情報を閲覧するための端末
- 二十九 端末機器 資格確認端末、マイナ在宅受付Web用端末、マイナ資格確認アプリ用端末、レセプトコンピュータ用端末等、医療機関等が保有する端末全体
- 三十 マイナ在宅受付Web 本人確認をオンライン資格確認等システム利用規約(令和2年10月16日実施機関制定。以下同じ。)第19条第2項第2号に定める方法(以下「暗証番号による確認方法」という。)又は同項第3号に定める方法(以下「生体認証符号等による確認方法」という。)により実施するオンライン資格確認、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報・臨床情報の提供同意及び処方箋の発行方法の登録等を可能とするインターネット上におけるオンライン資格確認用Webサービス
- 三十一 マイナ資格確認アプリ 本人確認を、暗証番号による確認方法、生体認証符号等による確認方法又はオンライン資格確認等システム利用規約第20条第1項に定める措置(目視確認)により実施するオンライン資格確認、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報・臨床情報の提供同意及び処方箋の発行方法の登録等並びに患者の資格情報の取得等をインターネットを通して可能とするアプリケーション
- 三十二 マイナ在宅受付Web用端末 マイナ在宅受付Webを用いてオンライン資格確認等を行うための医療機関等が保有するスマートフォン・タブレット・ノートPC等の端末(業務用のみに用いる端末であることが望ましい。)
- 三十三 マイナ資格確認アプリ用端末 マイナ資格確認アプリをインストールしたスマートフォン・タブレット・ノートPC等の端末(業務用のみに用いる端末であることが望ましい。)

## (本規約の適用)

- 第3条 本規約は、実施機関及び全てのサービス利用者に適用されるものとします。
- 2 本規約の実施のために制定される細則その他付随して作成された本システム利用上の条件は、本規約の一部を構成するものとして実施機関及び全てのサービス利用者に適用されるものとします。

(通知・情報提供)

第4条 本サービスに関する通知その他本規約に定める実施機関からサービス利用者に対する情報提供・通知等は、医療機関等向け総合ポータルサイトを介して行う方法等その他実施機関の定める方法によって行うものとします。

2 前項に定める方法によって行われる情報提供・通知等は、実施機関からの発信をもってその効力が生ずるものとします。

(本規約の改正)

第5条 実施機関は、必要があると認める場合は、本規約を改正することがあります。この場合、実施機関は、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を改正する旨、改正の内容及びその効力発生時期を医療機関等向け総合ポータルサイトへの掲載その他の適切な方法により周知するものとします。

2 前項による改正後に、サービス利用者が本サービスの利用を継続した場合は、当該サービス利用者は改正後の本規約に同意したものとみなします。

(知的財産権)

第6条 実施機関がサービス利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本規約及び本システムに係る一切の文書を含む。)に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、実施機関又は実施機関に当該権利を許諾する第三者に帰属するものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第7条 本規約に関する事項については、日本国法が適用されるものとします。

2 本サービスの利用又は本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第8条 本規約の解釈について実施機関とサービス利用者との間に異議、疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項が生じた場合には、両者が誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

## 第2章 本規約の同意等

(利用申請)

第9条 本サービスの利用を希望する医療機関等は本規約の内容に同意の上、利用申請を行うものとし、利用申請を行った時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。利用

申請は、次項の承諾の拒絶又は留保の通知がない限り、承諾されたものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合、実施機関は当該利用申請の承諾を拒絶又は留保できるものとします。なお、実施機関が申請の承諾を拒絶又は留保する場合、その旨を実施機関は申請者に通知するものとします。
  - 一 申請者が実在しない場合
  - 二 実施機関所定の申請フォームに虚偽の記載又は記入漏れがある場合
  - 三 申請者又はその代表者若しくは役員等において、反社会的勢力(暴力団、暴力団員等をいう。)に該当する、又はそのおそれがある場合
  - 四 前三号に掲げるほか、実施機関が不相当と判断する相当の理由がある場合
- 3 実施機関は、患者が容易に本サービスを利用することが可能な医療機関等を確認できるよう、当該医療機関等の名称を公表することができます。

#### (本規約の遵守)

第10条 サービス利用者は、本システムの利用にあたって本規約及びオンライン資格確認等システム利用規約(令和2年10月16日実施機関制定。以下同じ。)を遵守するものとします。また、本規約のほかシステム又は端末機器に対する安全管理及びシステム運用管理等について、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版(令和5年5月31日付け厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添)、オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン(令和6年1月12日付け保連発0112第3号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知別添)及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添)に従い、適切に本サービスを利用するものとします。

#### (本サービスの変更)

第11条 実施機関は、本サービスの機能追加及び改善等を目的として、その裁量により本サービスの一部の追加・変更を行うことがあります。ただし、当該追加・変更によって、追加・変更前の本サービス全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

#### (本サービスの休止等)

第12条 実施機関は、本システムの維持、補修等の必要がある場合、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延が生じた場合、その他理由のいかんを問わず、その裁量により、サービス利用者への予告を行うことなく、本システムの運用の停止、休止若しく

は中断又は本システムの利用制限を行うことがあります。

### 第3章 サービス

(登録・閲覧機能の提供)

第13条 実施機関は、医療行為等に活用することを目的として、本システムを用いて、サービス利用者が利用する次の機能を提供します。

- 一 文書情報を他の医療機関等宛てに登録する機能及び他の医療機関から受領した文書情報を閲覧する機能
- 二 健診文書及び臨床情報を登録する機能及び閲覧する機能
- 三 患者サマリーを登録する機能

(利用時間・日程)

第14条 本システムの利用可能時間及び利用可能日程は、土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を含む24時間365日とします。

2 実施機関が設置、運用するヘルプデスクにおけるオペレーターによる電話受付可能時間は、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き、平日は8:00～18:00、土曜日は8:00～16:00とします。

(委託)

第15条 実施機関は、本サービスの提供に関する業務の一部を、サービス利用者の承諾なしに、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、実施機関は責任をもって適切な委託先を選定し、実施機関が本規約に基づき負う責任と同等の責任を委託先に負わせるとともに、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

2 サービス利用者は、法令(医師法、薬剤師法その他の関係法令を含むが、これらに限らない。)の認める範囲で、本サービスの利用に関する業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、サービス利用者は責任をもって適切な委託先を選定し、サービス利用者が本規約に基づき負う責任と同等の責任を委託先に負わせるとともに、当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

### 第4章 サービス利用者の義務等

(本サービス利用のための設備設定)

第16条 サービス利用者は、文書情報、健診文書、臨床情報の登録・閲覧及び患者サマリ一の登録に係る業務遂行上、支障がないように環境を整備した上で、適切に本サービスを

利用するものとします。

- 2 サービス利用者は、オンライン資格確認等システム利用規約に同意し、同システムに係るマスタアカウントの取得その他の利用環境を整備した上で、本サービスを利用するものとします。
- 3 サービス利用者は、実施機関に対し、文書情報、健診文書又は臨床情報の提供を求める場合、端末(資格確認端末、電子カルテシステム等、調剤システム、閲覧用端末等)を用いて利用するアプリケーションによるアクセス制限を行い、医師、歯科医師、薬剤師その他機関の長によって閲覧権限を付与された者のみが、患者の文書情報、健診文書又は臨床情報を閲覧できるようにしなければなりません。
- 4 サービス利用者は、使用する端末機器から本システムに接続されるまでの電気通信回線を整備する必要があります。

(電子署名の付与)

第17条 医療機関は、文書情報及び患者サマリーに対し、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの要件を満たす方法により、その医師は任意で電子署名をすることができます。

(登録に係る同意取得)

第18条 サービス利用者は、第2条第15号へに規定する保険者以外が行う特定健診等に相当する健診の健康診断結果報告書を本サービスに登録する場合、保険者に健康診断結果報告書を提供することの同意を患者から取得する必要があります。

(閲覧に係る同意取得)

第19条 サービス利用者が患者に対し、文書情報、健診文書又は臨床情報の提供を求める場合、サービス利用者は、次のいずれかに掲げるものを用いて患者から閲覧の同意を取得した上で、電子資格確認を行い、同意情報をオンライン資格確認等システムに伝送する必要があります。サービス利用者は、同意の取得に当たって、患者が同意に係る判断を行うために必要と考えられる十分な情報を提供するものとします。ただし、文書情報において、登録する医療機関にて、すでに同意が得られている場合は、取得不要です。

一 支払基金が認定した顔認証付きカードリーダー

二 汎用カードリーダー(サービス利用者において閲覧に関する説明を患者に行った上で、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて取得した場合に限る。)

三 マイナ在宅受付Web

四 マイナ資格確認アプリ

五 患者によるマイナポータル上での閲覧同意

- 2 健診文書及び臨床情報においては、前項の規定にかかわらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、オンライン資格確認等システム利用規約第2条第2号に規定する者は提供を求めることができます。ただし、同様の場合において、患者の生命、身体の保護のために取得する必要がある場合であつて、患者から口頭で同意を取得することが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、同意の取得は必要ありません。
- 3 前項の場合は、第16条第3項に規定する者のほか、オンライン資格確認等システム用アカウントのうち医療情報閲覧アカウントを持つ者においても、健診文書の提供を求めることができます。この場合、端末(資格確認端末、電子カルテシステム等、調剤システム、閲覧用端末等)を用いて利用するアプリケーションによるアクセス制限を行うことなく、資格確認端末によっても提供を求めることができることとします。

#### (サービス利用者の責任)

第20条 サービス利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

- 2 サービス利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で実施機関に損害を与えた場合、当該損害の賠償を行うものとします。

#### (バックアップ)

第21条 サービス利用者は、本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、必要なデータを自己の責任の下で保全するものとします。

#### (禁止事項)

第22条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 本サービスの利用目的(文書情報、健診文書、臨床情報の登録・閲覧、患者サマリーの登録及び医療行為等への活用。以下「本目的」という。)以外の用途で本システムを使用する行為
- 二 第19条第2項の場合を除いて、患者の同意なく文書情報、健診文書又は臨床情報を閲覧する行為
- 三 本システム上で管理されているデータを、本目的から外れて変更する行為又はそのおそれがある行為
- 四 本システム上で管理されているデータを改ざんする行為又はそのおそれがある行為
- 五 本規約上の地位を第三者に承継させ又は本規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供する行為

- 六 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為
  - 七 公序良俗に反する行為
  - 八 本システムに対する不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
  - 九 本システムの管理及び運営を妨害する行為又はそのおそれがある行為
  - 十 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する行為又はそのおそれがある行為
  - 十一 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
  - 十二 前各号に掲げる行為以外に、他のサービス利用者の本システムの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- 2 実施機関は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。なお、サービス利用者の利用するシステム又は端末機器が、ウイルス感染又は不正侵入を受けた場合(疑いを含む。)についても同様とします。ただし、実施機関は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

(利用規約に違反した場合の措置)

- 第23条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、実施機関に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、実施機関にこれを報告するものとします。
- 2 前条第1項に違反する行為が悪質な場合、実施機関は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、実施機関は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。
- 3 サービス利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、実施機関は、次の各号に定める措置を講ずることができます。
- 一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること
  - 二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること
- 4 実施機関は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

## 第5章 実施機関の義務等

### (善管注意義務)

第24条 実施機関は、サービス利用者が本システムの利用に適した環境を整備するほか本規約を遵守することを前提に、善良なる管理者の注意をもって、本サービスを正常に提供するものとします。

- 2 実施機関は、サービス利用者が本サービスを享受する上で十分なサービスレベルを満たすよう、本サービスの提供に当たり合理的な努力をするものとします。
- 3 実施機関は、本サービスに重大な瑕疵が認められた場合、合理的な範囲内において、本サービスの修正又は契約不適合の除去等を行うように努力をするものとします。

### (保証の制限)

第25条 サービス利用者の資格確認端末及び閲覧用端末において、実施機関が推奨するOSや提供するソフトウェア等以外のものが使用又は併用された場合、実施機関は、本サービスの正常な動作を保証しかねます。

### (個人情報の管理)

第26条 実施機関は、本システムにおいて管理される個人情報を、本サービス提供の目的以外で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)に基づいて、紛失・破壊・改ざん・漏えい等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。

- 2 実施機関は、本サービスの提供のために必要がなくなった個人情報に関して、一切の複製を残すことなく、実施機関の責任の下で速やかに破棄するものとします。

### (サービス利用者が登録したデータの管理)

第27条 実施機関は、サービス利用者が登録したデータに関し、善良な管理者による注意をもって管理するものとします。

- 2 実施機関は、裁判所その他法的な権限のある官公庁の命令等により本サービスに関する情報の開示又は提出を求められた場合、当該命令等に従い情報の開示又は提出をすることができるものとし、サービス利用者は、当該開示及び提出に対して異議を述べないものとします。

### (システム情報の取扱い)

第28条 実施機関は、前条第1項のサービス利用者が登録したデータのうちシステムのベンダー名、システム名及びバージョン等に関する情報(以下「システム情報」という。)については、システムの安定動作及びサポート業務に必要な範囲でのみ利用し、その他の目的には使用しないものとします。

- 2 実施機関は、サービス利用者の個別の書面による同意がない限り、システム情報を第三者に提供、開示または漏洩しないものとします。ただし、前条第2項の場合は、この限りではありません。

(情報到達の責任分界点)

第29条 本サービスの利用における情報到達に関する実施機関の責任範囲は、照会要求が本サービスに送信され、取得した情報が資格確認端末内の所定のフォルダに到達するまでとします。

- 2 本サービスの利用における情報到達に関するサービス利用者の責任範囲は、サービス利用者の有する資格確認端末内の所定のフォルダへの情報の照会要求及び所定のフォルダからの情報の取得とします。

(通信経路の責任分界点)

第30条 本サービスの利用における通信経路に関する実施機関の責任範囲は、サービス利用者の準備した電気通信回線と実施機関の準備した電気通信回線との接続地点から本システムまでの範囲とし、当該責任範囲で障害が発生した際の対処及び情報の管理については、実施機関が責任を負うものとします。

- 2 本サービスの利用における通信経路に関するサービス利用者の責任範囲は、サービス利用者の準備した電気通信回線と実施機関の準備した電気通信回線との接続地点からサービス利用者の端末機器までの範囲とし、当該責任範囲で障害が発生した際の対処及び情報の管理については、サービス利用者が責任を負うものとします。

(運用・保守の責任分界点)

第31条 実施機関は、本システムの運用・保守に関して、責任を負うものとします。

- 2 サービス利用者は、資格確認端末の運用・保守に関して、責任を負うものとします。ただし、実施機関が作成する資格確認端末にインストールされるソフトウェアの更新ファイルの作成は、実施機関が責任を負うものとします。また、当該ソフトウェア(顔認証付きカードリーダーベンダーが作成するソフトウェアを含む。)及びそのセキュリティパッチについては、資格確認端末に搭載される場合に限り、実施機関が必要な提供を行い、サービス利用者が適用するものとします。
- 3 サービス利用者は、顔認証付きカードリーダー、汎用カードリーダー、マイナ在宅受付Web用端末及びマイナ資格確認アプリ用端末の運用・保守に関して、責任を負うものとします。

## 第6章 免責等

(免責)

第32条 実施機関は、本サービスに関し、サービス利用者の利用目的との適合性、提供する情報の正確性を含む一切の事項について保証せず、サービス利用者はこれを了解するものとします。

2 本規約の他の規定にかかわらず、実施機関は、本サービスの内容変更、中断・停止、休止、利用制限又は終了によってサービス利用者に生じた損害について、責任を負わないものとします。

3 前項のほか、実施機関は、天災地変その他の不可抗力によって本サービス提供の履行が妨げられた場合、当該不可抗力によってサービス利用者に生じた損害について、責任を負わないものとします。また実施機関は、自己の責めに帰すべき事由により、本サービスに関してサービス利用者に損害が生じた場合であっても、当該事由について実施機関に重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負いません。

4 前項の責任を負う場合であっても、実施機関の賠償責任の範囲は、現実が発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。サービス利用者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊により生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、実施機関は賠償責任を負いません。また、サービス利用者が、本システムの利用によって得られた情報を不正に第三者提供した場合その他本システムを不適切利用したことによって第三者に損害が生じたとしても、実施機関は賠償責任を負わないものとします。

(証跡ログの作成等及び統計調査・解析結果等の公表)

第33条 実施機関は、保健医療の普及・向上に資する統計調査・解析等のため、システム利用に関する証跡ログを作成等できるものとし、サービス利用者は、これに同意するものとします。

2 実施機関が前項に規定する証跡ログの作成等を行う場合には、個人情報保護法第36条及び第37条における個人情報取扱事業者に関する規定に準拠し、必要な対応を行うものとします。

3 実施機関は、第1項に規定する証跡ログの作成等に関して、前項の必要な対応を行わないことによる重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

4 実施機関は、第1項に掲げる統計調査・解析等を行った場合、当該統計調査・解析の結果について、公表することがあります。

附則

1 本規約は、令和6年12月27日から施行します。

2 医療機関等における本サービスの利用は、医療機関等向け総合ポータルサイトに別途お知らせする運用開始日までの間においては、医療機関等でのテスト利用とします。この場合において、当該利用については、「実施機関」とあるのは「支払基金」と読み替えて、本規約の

規定を適用します。

附則(令和7年6月27日一部改定)

1 本規約は、令和7年7月1日から施行します。

附則(令和8年3月19日一部改定)

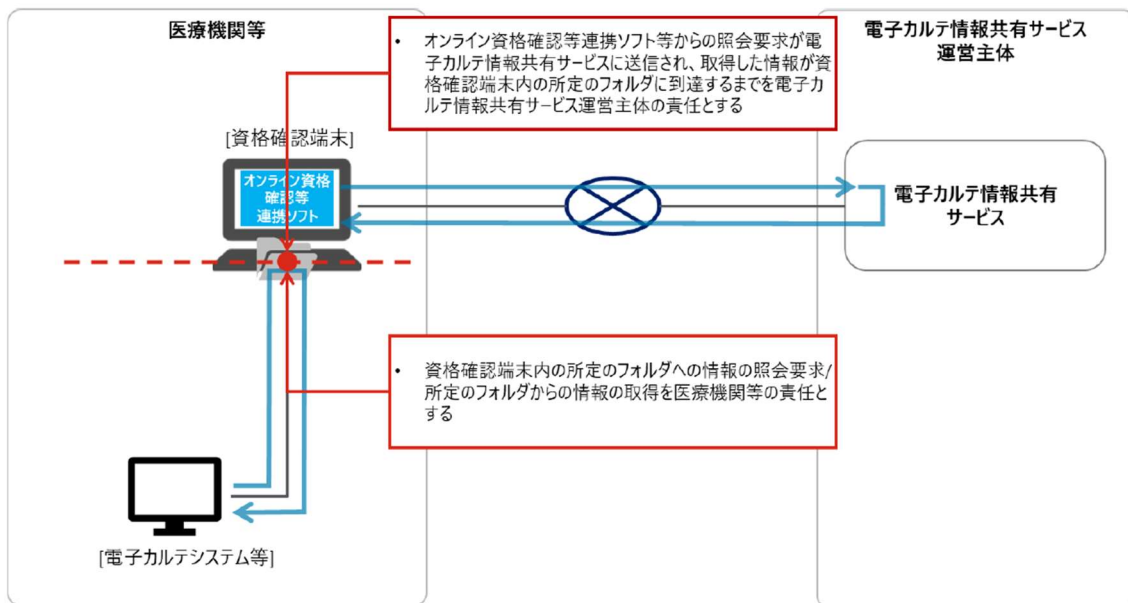
1 本規約は、令和8年3月23日から施行します。

## 責任分界点図

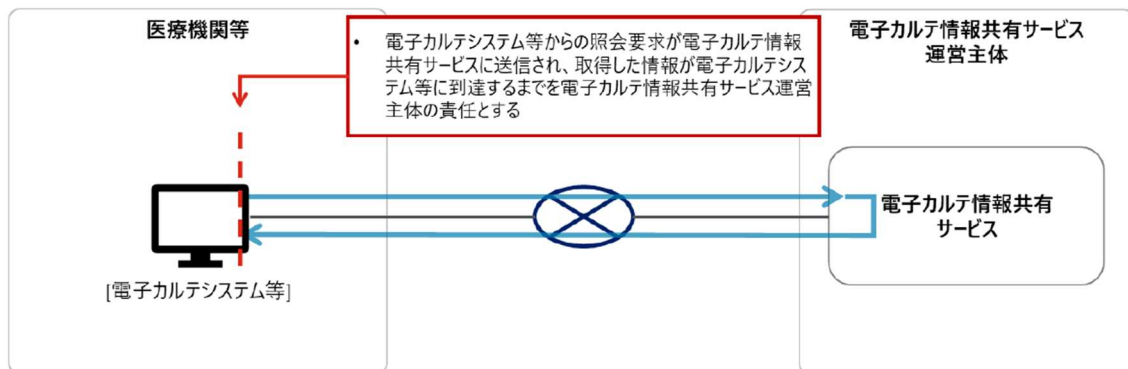
### ① 情報到達の責任分界(第 29 条関連)

- ・ 情報到達に係る責任分界は、以下のとおり。

(資格確認端末を経由したファイル連携方式の場合)



(Web API 通信方式の場合)

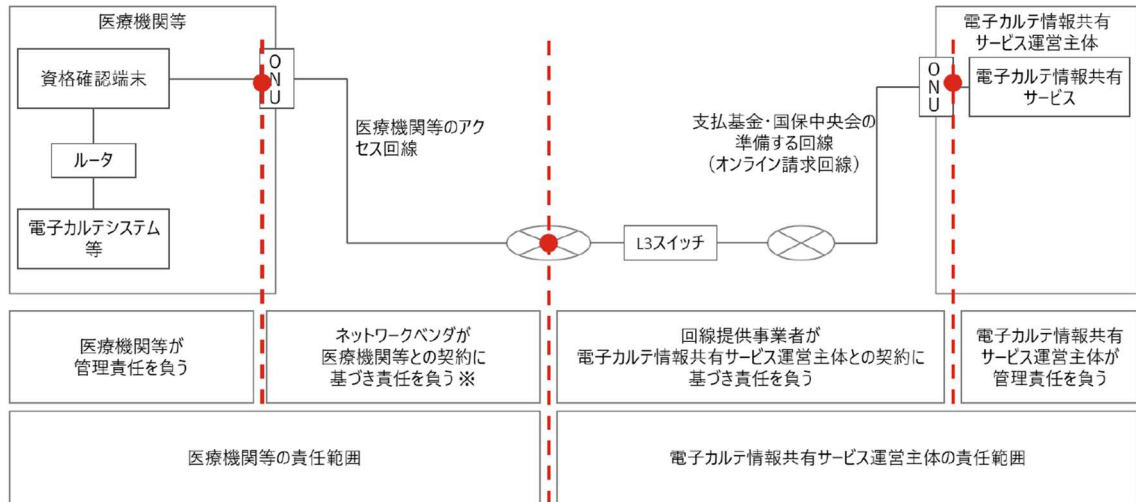


出典: 厚生労働省ホームページ

電子カルテ情報共有サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書抜粋

② 通信経路の責任分界点(第 30 条関連)

・通信経路に係る責任分界は、以下のとおり。



※ネットワークベンダの責任範囲は、医療機関等ごとの契約内容等に応じて変わることから、上記は例示の位置づけ。

出典：厚生労働省ホームページ

電子カルテ情報共有サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書抜粋